

市職員と市議会議員間におけるハラスメント行為対策体制整備強化を求める決議

近年、社会全体においてハラスメントの根絶と人権尊重の意識向上が強く求められている中、健全で信頼される議会活動の実現に資するよう、本市議会においては令和6年度に『浦添市議会ハラスメント防止条例』を制定したところである。また、執行部としても、快適に働くことができる職場環境を確立することを目的に、令和7年度に『浦添市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例』を制定したところである。しかしながら、これらの条例においては、主として「議員から職員へのハラスメント防止」の観点を中心に制度整備が進められている一方で、「職員から議員へのハラスメント行為」に対する対応や救済措置については、十分に整理されているとは言い難く、市職員と市議会議員間における双方向の措置を可能とする観点から、更なる制度整備が求められる。

本市では、市民の代表である市議会議員と市職員がともに、市民の安全安心な暮らしの実現に尽力できるよう、お互いの人格を認め尊重し合い、その能力をそれぞれの分野で十分発揮できるよう、公平な市政運営と良好な活動環境を守るため、市職員と市議会議員間における双方向の措置を可能とする包括的なハラスメント行為対策体制を整備し、ハラスメント行為の防止及び排除に努めなければならない。よって、浦添市議会は、市長をはじめとする執行部に対し、以下の事項を迅速かつ確実に履行するよう強く求める。

記

1. 市職員と市議会議員間におけるハラスメント行為について、その態様を明確に整理し、双方に対する禁止行為として位置づけるよう、必要なハラスメント行為対策体制整備を早急に進めること。
2. 職員から議員へのハラスメントが発生した場合においても、被害者が不利益を被ることなく、第三者の客観的な視点を取り入れた厳正かつ公正な調査を適切に実施できる、実効性のある相談・通報窓口及び調査体制を早期に構築すること。
3. 全職員（会計年度任用職員等を含む。）及び特別職を対象としたハラスメント研修を定期的を実施し、相互に人格と立場を尊重し合い、ハラスメントを一切容認しない良好な職場環境の形成を徹底すること。
4. 市職員と市議会議員間におけるハラスメント行為については、その内容及び態様に応じ、既存の服務規律、懲戒処分指針その他関係制度との整合性を図りながら、適正かつ公平な対応を行うことができる体制整備を進めること。

以上、決議する。

令和8年6月3日

浦添市議会

宛先

浦添市長